

富士空界-Fuji SKY- 規約

スカイランニングクラブチーム『富士空界-Fuji SKY-』（以下、本クラブという）に入会される方は、本クラブ規約（以下、本規約という）にご理解・ご同意の上、入会をよろしくお願ひします。

1.クラブチーム名称

本クラブチームは『富士空界-Fuji SKY-』または『富士空界』と表記し、『フジスカイ』と読みます。

2.活動拠点

ホームマウンテン：富士山

ホームタウン：静岡県御殿場市

3.活動目的

本クラブは富士山とその周辺山域での活動を通して、『富士山から豊かな人生を』をテーマにクラブ員同士の親睦を深めるとともに、ライフワークの創出を行うクラブです。富士山について学び、多方面からのアプローチで地元へ貢献します。スカイランニングの普及と地元根付いた文化への発展に努めます。

4.活動内容

本クラブは前項を達成するため以下の活動を実施します。

以下活動実施にあたり、イベントを企画したとき、イベント企画者の任意で本クラブ員以外の一般参加を認め、歓迎できることとします。

- ① ツーリング登山 レベルに合った集団での登山を通して技術・知識を向上します。
- ② フィールドワーク 登山を通して歴史や自然と向き合います
- ③ スピード登山 1秒でも早く山頂へ。スカイランニングの精神・技術・知識を駆使してFAST&LIGHTな登山を楽しみます
- ④ クリーン登山 登山中もゴミを拾い、美しい山づくりをします
- ⑤ セーフティー登山 安全な登山に向けた行動予定・環境条件を見極め、体力・技術・有事の対策について学びます

- ⑥ チャレンジ登山 子どもや富士山未登頂の方と日本の頂を目指す
機会をつくれます
- ⑦ 登山情報 活動を通して富士山や周辺山域の最新情報を発信します
- ⑧ 環境保全 周辺団体と積極的に連携し、登山道の整備、植生保護に努めます
- ⑨ レース 成果確認のためレースへの参加・企画を行い、自己を高めます
試走会を開催し、クラブ員の目標達成を支援します
- ⑩ SKIMO 冬季アクティビティ SKIMO(スキーマウンテナリング)で
冬山の楽しみ方、体の動かし方を学びます
冬山特有のリスクマネージメントを学び、安全周知に努めます

5.クラブ員資格

以下項目に全て該当する方を対象とします。

- ① 年齢・性別問わず健康であり、自己の意思と責任で登山し、ルール・マナーを順守できること(ただし18歳以下は親権者の同意があること)
- ② 本クラブの目的を理解し本規約への同意、別に定めるクラブルールを順守できること
- ③ 本クラブの運営に協力的であり、クラブ員と楽しんで活動できること
- ④ 本クラブの活動をHP・SNSへ掲載することに同意できること
- ⑤ 富士山が好きなこと

6.入会費、年会費

- ① 入会費は1000円とする
- ② 年会費は1000円とし、年度途中入会時も同額とする
ただし、18歳以下は無料とする
- ③ クラブ員は運営費を4月1日時点の会員数で均等割りし、負担する
- ④ 入会費、年会費は入会申請より原則1ヵ月以内の本クラブが指定する期日までに納入すること
諸事情により期日までに納入できない場合は事前に連絡すること
- ⑤ 年度途中退会、除名となった場合、納入済みの年会費は返還しないこととする

7.退会

退会は原則としてクラブ員からの申し出によるものとし、入会費、年会費の納入がなく、継続の意思が見られないと役員全員が判断した場合は通告を以て退会したものとする

8.除名

クラブ員が以下のいずれかに該当し、クラブ員としてふさわしくないと役員全員が判断した場合、除名できることとする

- ① 犯罪行為や法令違反、社会的なマナー・モラルの欠如が認められたとき
- ② 本規約に定められた事項に抵触する行為があったとき
- ③ ルールに抵触する行為があったとき

9.役員

本クラブは以下役員により運営されます。

- ① 部長 1名
- ② 副部長 1名
- ③ 監事 1名
- ④ アドバイザー 1名

部長、副部長はクラブ員の互選により選出し、その他の役員は部長が指名する。

役員任期は2年とし、任期途中で退任する場合は後任への引継を以て退任とする。

任期満了後の再任は妨げないものとする。

10.総会

総会は原則3月中に行い、臨時総会は部長(議長)の招集を以て開催する。

クラブ員の3分の2以上の参加・委任を以て成立するものとし、総会の議事・規約、その他変更が認められたとき、出席したクラブ員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

11.事業・会計年度

本クラブの事業・会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

12.委任

本規約に定める事項の他、必要な事項について総会の議決を以て部長が別途定める。

附則 本規約は2018年2月23日より施行します。

| | |
|------------|----|
| 2018.02.13 | 制定 |
| 2018.02.23 | 施行 |
| 2020.02.29 | 改訂 |